

《 平成29年度 新入生保存版 》 国および埼玉県の就学支援に関する補助金等について

一定要件を満たす世帯に対し、国・県が**授業料等**の負担を軽減する制度があります。

すべて**返済不要**の制度ですが、学校が定める期日までに**申請をしなければ受給できません**。申請時期には別途ご案内を配布致しますので、申請漏れのないようご注意ください。

1. 補助金等の種類

A	就学支援金	一定要件を満たす世帯に対し、国が埼玉県に費用を交付し 授業料 の負担を軽減する制度。
B	埼玉県補助金 授業料等軽減補助	埼玉県内在住の一定の要件を満たす生徒の 授業料・入学金・施設費等 に対し、国の就学支援金支給額に上乗せして負担を軽減する埼玉県独自の制度。
C	埼玉県高等学校等 奨学のための給付金	授業料以外 の教育費負担の軽減のため、国が埼玉県に経費を補助し、「市区町村民税所得割額」の世帯合計が、非課税世帯等を対象に支援を行う制度。
D	その他	①被災生徒授業料等減免補助金（被災されたご家庭は学校事務室へお申し出ください。） ②埼玉県外在住者対象の授業料等軽減助成金 （個人で申請。東京都のみ学校より案内を配布致します。） ③埼玉県外在住者対象の奨学のための給付金（該当者は学校にお申し出ください。）

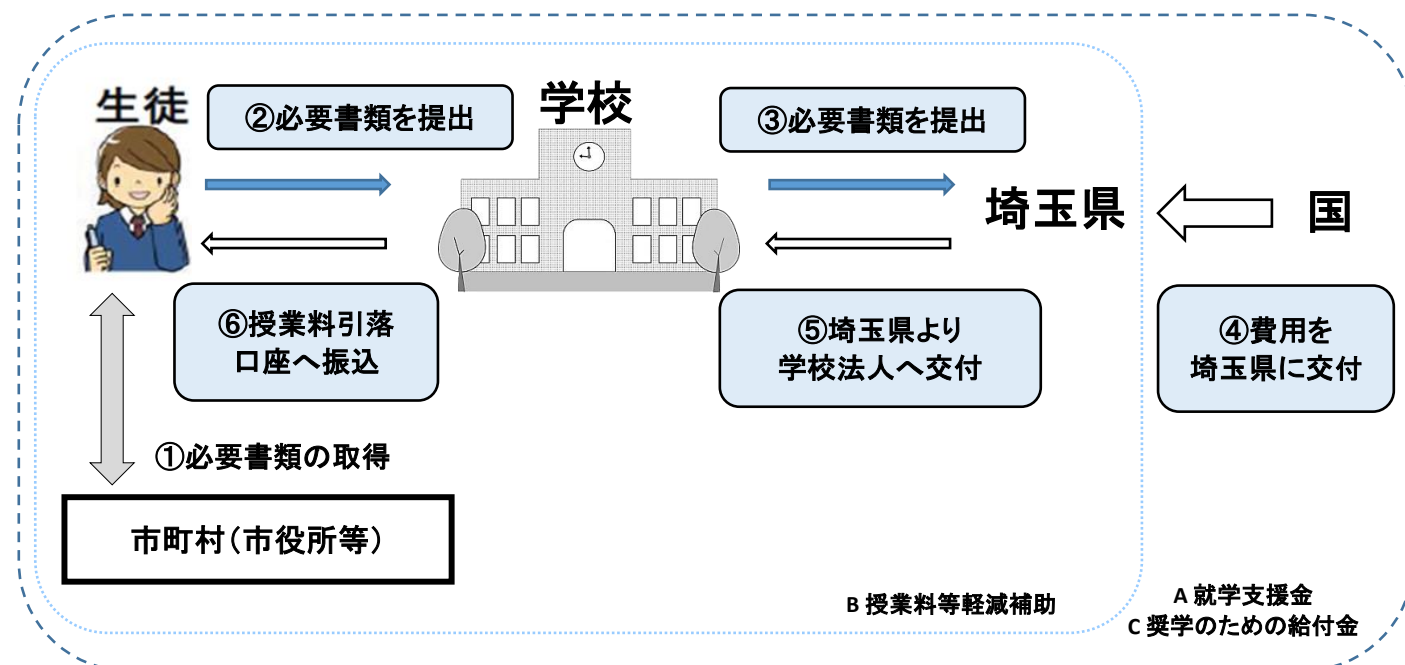
※「D：その他」についての詳細は、事務室までお問い合わせください。

【以下、A～Cの補助金等についてご案内致します。】

2. 支給方法

- 授業料等は一度納入頂き、補助金等が埼玉県より学校に交付され次第、授業料引落口座へお振込み致します。

3. 申請から支給までの流れ



■ 年間スケジュール

	A 就学支援金	B 埼玉県補助金 授業料等軽減補助	C 奨学のための給付金	D その他 ①被災生徒授業料等減免補助
4月	◆確認書提出《全員提出》 ◆受給資格認定申請 4月～6月分の申請 (1年時、4月のみ)			
5月				
6月	◇受給資格認定通知書配布 4月申請者対象 ◆収入状況届出 7月～翌年6月分の申請	◆第1回 申請		
7月			◆第1回 申請 就学支援金の申請書類を基に 対象者へ個別にお知らせ致します。	
8月				
9月	◇就学支援金 支給 4月～6月分 振込	◆第2回 申請 家計急変等による追加申請		◆被災生徒授業料等減免 対象者 申請
10月	◇受給資格認定通知書配布 7月届出者対象			
11月				
12月	◇就学支援金 支給 7月～12月分 振込	◇補助金 支給 1回目申請者（年額振込）	◇給付金 支給 ※年額振込	
1月				
2月		◇補助金 支給 2回目申請者（年額振込） ◆第3回 最終申請 家計急変等による追加申請		
3月	◇就学支援金 支給 1月～3月分 振込	◇補助金 支給 3回目申請者（年額振込）		◇補助金 支給 ※年額振込

◆…保護者→学校 ◇学校→保護者

4.各補助金等共通事項～市役所等で取得する課税証明書等について～

《源泉徴収票ではありません》

- 就学支援に関する補助金等は全て、親権者両名の、課税証明書等に記載されている「市区町村民税所得割額」を基に審査されます。（次頁 ★市区町村民税所得割額とは？ 参照）
- 課税証明書（市町村により名称は異なります。）・非課税証明書・住民税決定通知書等で申請対象となるかを確認下さい。
- 必ず「市区町村民税所得割額」及び扶養親族数の記載があるものをご用意下さい。
- 一人親世帯の場合、課税証明書等右下余白に“一人親世帯”とご記入下さい。

★市区町村民税所得割額とは？

- 課税証明書（市町村により名称は異なります。）・非課税証明書・住民税決定通知書等をご確認下さい。

【市役所等で発行する課税証明書等】

市区町村民税課税証明書

納税義務者 住所氏名

市区町村民税所得割額を確認して下さい。

年度	所得の金額	税額	均等割額	年税額
平成 年度 (平成 年分所得)	収入金額 給 与 公的年金等	市民税 府県税	0円 0円	0円 0円
所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得 ()	特別障害者 その他障害者 老年人 寡婦 特別寡婦 寡夫 勤労学生	控対象 老人控対象 同居老親等 老人扶養 特定扶養 16歳未満 その他扶養 同居特別障害 特別障害 その他障害	雑損 医療費 社会保険料 小企共済掛金 生命保険料 寄附金 地震保険料 障害者学 配偶者特別 配偶扶養基礎	総所得 土地等事業雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式配当 先物取引所得 山林 退職
先物取引所得 山林 退職	0円 0円 0円	0人 0人 0人 0人 0人 2人 1人 0人 0人 0人	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	0千円 0千円 0千円 0千円 0千円 0千円 0千円 0千円 0千円 0千円
その他の事項	16歳未満の被扶養者数は、平成23年度以前分については、その他扶養に含まれています。 本人、扶養該当の印は該当する事を示します。 地震保険料は、平成19年度以前分について損害保険料と読み替えます。			

こちらで年度を確認して下さい。

上記のとおり証明します。
平成 年 月 日

市区町村（長）名 公印

★審査の基となる金額は？（基準額）

保護者①市区町村民税所得割額

保護者②市区町村民税所得割額

審査の基となる金額＝基準額

() + () = ()

この金額を次頁の表の「基準額」に当てはめてご確認下さい。

5.申請対象者と参考受給金額について（制度変更があった際はこの限りではありません。）

- 親権者全員の課税証明書等に記載されている「市区町村民税所得割額」の合計額（3頁下段：基準額）でご確認ください。
- 下表は授業料に対する参考受給金額（年額）です。家庭の状況、補助金等の種類によりこの限りではありません。

A：就学支援金		B：埼玉県補助金授業料等軽減補助			授業料に対する受給金額 (年額) A+B																																				
基準額	受給金額	基準額			受給金額																																				
非課税	297,000円 (2.5倍加算)	非課税 ※1 ※2			21,000円	318,000円																																			
100円以上 51,300円未満	237,600円 (2倍加算)	51,300円未満 ※1 ※2			80,400円	318,000円																																			
51,300円以上 154,500円未満	178,200円 (1.5倍加算)	基準額表3 ※基準額表3の金額未満である			139,800円	318,000円																																			
		<table><tr><td>16歳以上 19歳未満 16歳未満</td><td>0人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td></tr><tr><td>0人</td><td>81,300</td><td>92,500</td><td>103,600</td><td>115,600</td><td>133,000</td></tr><tr><td>1人</td><td>102,700</td><td>113,700</td><td>129,300</td><td>141,900</td><td>154,500</td></tr><tr><td>2人</td><td>125,400</td><td>138,000</td><td>150,600</td><td>163,200</td><td>175,800</td></tr><tr><td>3人</td><td>146,700</td><td>159,300</td><td>171,900</td><td>184,500</td><td>197,100</td></tr><tr><td>4人</td><td>168,000</td><td>180,600</td><td>193,200</td><td>205,800</td><td>218,400</td></tr></table>					16歳以上 19歳未満 16歳未満	0人	1人	2人	3人	4人	0人	81,300	92,500	103,600	115,600	133,000	1人	102,700	113,700	129,300	141,900	154,500	2人	125,400	138,000	150,600	163,200	175,800	3人	146,700	159,300	171,900	184,500	197,100	4人	168,000	180,600	193,200	205,800
16歳以上 19歳未満 16歳未満	0人	1人	2人	3人	4人																																				
0人	81,300	92,500	103,600	115,600	133,000																																				
1人	102,700	113,700	129,300	141,900	154,500																																				
2人	125,400	138,000	150,600	163,200	175,800																																				
3人	146,700	159,300	171,900	184,500	197,100																																				
4人	168,000	180,600	193,200	205,800	218,400																																				
		※1 ※2			就学支援金の 受給額が 178,200円の方。	318,000円																																			
		※2																																							
		どちらも当てはまる場合は、基準額表3が優先されます。			就学支援金の 受給額が 118,800円の方。	318,000円																																			
		基準額表4 ※基準額表4の金額未満である																																							
154,500円以上 304,200円未満	118,800円 (加算なし)	<table><tr><td>16歳以上 19歳未満 16歳未満</td><td>0人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td></tr><tr><td>0人</td><td>135,300</td><td>142,500</td><td>152,300</td><td>163,100</td><td>173,900</td></tr><tr><td>1人</td><td>155,100</td><td>162,300</td><td>173,100</td><td>183,900</td><td>194,700</td></tr><tr><td>2人</td><td>174,900</td><td>183,100</td><td>193,900</td><td>204,700</td><td>215,500</td></tr><tr><td>3人</td><td>194,700</td><td>203,900</td><td>214,700</td><td>225,500</td><td>236,300</td></tr><tr><td>4人</td><td>214,500</td><td>224,700</td><td>235,500</td><td>246,300</td><td>257,100</td></tr></table>			16歳以上 19歳未満 16歳未満	0人	1人	2人	3人	4人	0人	135,300	142,500	152,300	163,100	173,900	1人	155,100	162,300	173,100	183,900	194,700	2人	174,900	183,100	193,900	204,700	215,500	3人	194,700	203,900	214,700	225,500	236,300	4人	214,500	224,700	235,500	246,300	257,100	199,200円
		16歳以上 19歳未満 16歳未満	0人	1人	2人	3人	4人																																		
0人	135,300	142,500	152,300	163,100	173,900																																				
1人	155,100	162,300	173,100	183,900	194,700																																				
2人	174,900	183,100	193,900	204,700	215,500																																				
3人	194,700	203,900	214,700	225,500	236,300																																				
4人	214,500	224,700	235,500	246,300	257,100																																				
※2																																									
		基準額表4の金額 以上			対象外	118,800円																																			
304,200円以上 (年収約910万円程度)	対象外					0円																																			

- ◎ 川越東高等学校年間授業料 … 月額 26,500円 × 12ヶ月 = 318,000円 が受給額の上限です。
- ※1…授業料の他に施設費等その他納付金に対して 200,000円(注1) の補助が支給されます。
- ※2…授業料の他に入学金に対して 100,000円 の補助が支給されます。
- 注1…実際に負担する金額が補助金額より少ない場合は、その負担する金額が補助金の上限額となります。
- ※ C:奨学のための給付金については、生活保護世帯及び非課税世帯のみ38,100円～138,000円の支給があります。

6.各補助金等の詳細について

A 就学支援金

《補助対象費用》

- 授業料

《申請対象者》

- 授業料納入義務がある生徒。（授業料免除の特待生は申請対象外）
- 親権者全員の市区町村民税所得割額の合計が【基準額表】のいずれかに該当する場合。
(市区町村民税所得割額が304,200円未満の世帯)

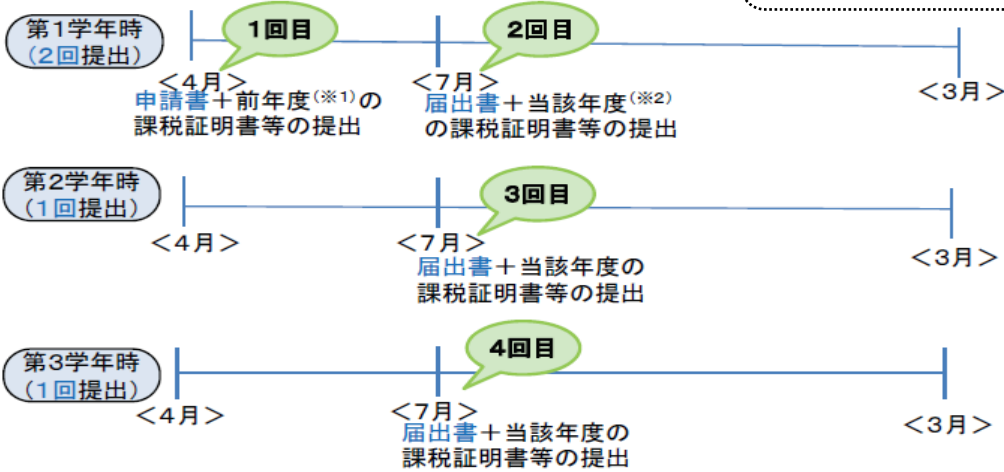
【基準額表】

所得確認基準表		
支給区分	支給金額（月額）	★市区町村民税所得割額
A（2.5倍加算）	24,750 円	0 円 （非課税）
B（2.0倍加算）	19,800 円	1 0 0 円以上 5 1, 3 0 0 円未満
C（1.5倍加算）	14,850 円	5 1, 3 0 0 円以上 1 5 4, 5 0 0 円未満
D（加算なし）	9,900 円	1 5 4, 5 0 0 円以上 3 0 4, 2 0 0 円未満

《手続き及び提出書類》

- 1回目：申請手続（4月の入学時）…4～6月支給分の申請
 - ① 受給資格認定申請書
 - ② 親権者全員の前年度（平成28年度）の課税証明書等
- 2回目～：届出手続（毎年6月～7月頃）…7月～翌年6月支給分の申請
 - ① 収入状況届出書
 - ② 親権者全員の当該年度（平成29年度）の課税証明書等

手続き時期が来ましたら、全生徒にお知らせを配布致します。



※1…平成28年度の課税証明書等 (平成27年1月1日～平成27年12月31日の収入に基づくもの)
※2…平成29年度の課税証明書等 (平成28年1月1日～平成28年12月31日の収入に基づくもの)

1回目申請期限:平成29年4月15日(土)厳守

B 埼玉県補助金埼玉県授業料等軽減補助（埼玉県独自補助）

《補助対象費用》

- 授業料
- 入学金
- 施設費等その他納付金（授業料免除の特待生も一部補助対象）

《申請対象者》

下記の条件全てに該当すること

- 授業料等（補助対象費用）納入義務がある生徒。
- 生徒と親権者が埼玉県内に居住していること。
- 親権者全員の市区町村民税所得割額の合計が基準額未満であること。または家計急変世帯・生活保護世帯。

《提出書類》

- ① 授業料等軽減申請書
- ② 親権者全員の当該年度（平成29年度）の課税証明書等（平成28年1月1日～平成28年12月31日の収入に基づくもの）
- ③ 世帯全員の住民票（4月1日以降に取得し、続柄が記載されたもの。原本）

C 奨学のための給付金

奨学給付金事業は全国で実施されており、保護者の方がお住まいの都道府県においてお手続きをお願い致します。埼玉県在住の方は学校にて取りまとめ申請致します。就学支援金の申請書類を基に、対象となる方には申請時期が来ましたら、個別にご案内を配布致します。

《補助対象費用》

- 授業料以外の教育費

《申請対象者》

下記の条件全てに該当すること

- 親権者が埼玉県内に居住していること。
- 親権者全員の市区町村民税所得割額の合計が非課税または生活保護世帯。

《提出書類》

- ① 受給申請書
- ② 委任状
- ③ 本人を含む15歳～23歳の扶養親族の健康保険証のコピー

※ 他に課税証明書等が必要になりますが、先に他の補助金等の申請で提出してある場合は不要。

B,Cの詳細につきましては、申請時期がきましたら、別途ご案内を配布致しますのでご確認ください。

【問い合わせ先】

川越東高等学校 事務室

TEL 049-235-4811